

【特定口座年間取引報告書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4
昭和	3
大正	2
明治	1

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この報告書は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設した特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいう。以下同じ。）においてされた特定口座内保管上場株式等の譲渡（同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をいう。以下同じ。）若しくは信用取引等に係る上場株式等の譲渡（同条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。以下同じ。）又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等（法第37条の11の6第1項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の11の3第7項の報告書について使用すること。
- この報告書の記載の要領は、次による。
 - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
 - 「生年月日」の欄には、該当する年号とその年月日を記載すること。
 - 「勘定の種類」の欄は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設した特定口座に設けた勘定の種類に応じ、該当する欄には「1」を、該当しない欄には「2」を記載すること。この場合において、同欄の「保管」は法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定保管勘定を、「信用」は同項第3号に規定する特定信用取引等勘定を、「配当等」は法第37条の11の6第4項第2号に規定する特定上場株式配当等勘定をいう。
 - 「口座開設年月日」の欄には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者からの法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出があつた年月日を記載すること。
 - 「源泉徴収の選択」の欄は、その年において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けるために提出（同項に規定する提出をいう。以下(5)において同じ。）をする同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出が有る場合は「1」を、無の場合は「2」を記載すること。
 - 「譲渡の対価の支払状況」の欄には、当該特定口座においてされた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、それぞれ次のように記載すること。

イ 「種類」の項には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下同じ。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）をいう。以下同じ。）の受益権、非公社債等投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下同じ。）の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権（社債的受益権以外）、社債的受益権、国債、地方債、政府関係機関債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。

ロ 「譲渡の対価の額」の項には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき第18条の13の5第2項第5号ニに掲げる金額を記載すること。

ハ 「譲渡年月日」の項には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡があつた年月日を記載すること。

ニ 「譲渡区分」の項には、その譲渡が第18条の13の5第2項第5号ホの公開等特定株式の譲渡、上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡のいずれの譲渡に該当するかの別に応じ、「公開等分」、「上場分」、「特定信用分」のように記載すること。
 - 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「譲渡の対価の額（収入金額）」の項には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき第18条の13の5第2項第6号イ又は同項第7号イに掲げる金額を、「上場分」及び「特定信用分」の欄に、その該当する区分に応じて記載すること。

ロ 「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の項には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該信用取引等に係る上場株式等の

譲渡につき第18条の13の5第2項第6号ロ又は同項第7号ロに掲げる金額を、「上場分」及び「特定信用分」の欄に、その該当する区分に応じて記載すること。

ハ イ及びロの場合において、第18条の13の5第2項第6号イ及びロに掲げる金額のうちに同項第5号ホ(1)に掲げる公開等特定株式の譲渡に該当するものがあるときは、これらの金額を「上場分」の欄の「譲渡の対価の額(収入金額)」及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の項にそれぞれ外書すること。

ニ 「源泉徴収税額(所得税)」の欄には、その年における当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下同じ。)に係る差金決済(法第37条の11の4第1項に規定する差金決済をいう。以下同じ。)に係る差益に相当する金額につき法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付すべき所得税の額がある場合に、当該所得税の額(施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額を記載すること。

ホ 「株式等譲渡所得割額(住民税)」の欄には、その年における当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額につき地方税法第71条の51第2項の規定により徴収し、納入すべき同項に規定する株式等譲渡所得割の額がある場合に、当該株式等譲渡所得割の額(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第9条の20第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額を記載すること。

ヘ 「外国所得税の額」の欄には、その年中の第18条の13の5第2項第9号に掲げる外国所得税の額の総額を記載すること。

(8) 「配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該特定口座において交付された源泉徴収選択口座内配当等(法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下同じ。)について、それぞれ次のように記載すること。

イ 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。

(i) 公社債である場合には、国債、地方債、政府関係機関債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。

(ii) 株式(投資口を含む。以下同じ。)について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。

(iii) 投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託(所得税法施行令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託をいう。)、特定受益証券発行信託のように記載すること。

(iv) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。)、特定目的信託(社債的受益権以外)、社債的受益権、その他法人課税信託のように記載すること。

(v) 国外において発行された公社債、株式、投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権又は法人課税信託の受益権である場合には、(i)から(iv)までの記載のほか、「国外」と記載すること。

ロ 「配当等の額(特別分配金の額)」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額又は第18条の13の5第2項第10号ニに掲げる収益の分配(以下「特別分配金」という。)の額を記載すること。特別分配金の額を記載する場合には、「銘柄」の欄に、当該特別分配金に係るオープン型証券投資信託の受益権の名称のほか、「(特別分配金)」と記載すること。

ハ 「源泉徴収税額(所得税)」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る第18条の13の5第2項第10号ホに掲げる所得税の額を記載すること。

ニ 「配当割額(住民税)」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る第18条の13の5第2項第10号ヘに掲げる配当割の額を記載すること。

ホ 「上場株式配当等控除額」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る第18条の13の5第2項第10号トに掲げる控除外国所得税相当額、控除所得税相当額及び通知外国法人税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

ヘ 「外国所得税の額」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る第18条の13の5第2項第10号チに掲げる外国所得税の額を記載すること。

(9) 「配当等の額及び源泉徴収税額等」の欄には、その年中に当該特定口座において交付された源泉徴収選択口座内配当等につき、法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(配当所得に該当するものに限る。)と当該特定上場株式等の配当等以外の同条第1項に規定する上場株式等の配当等とに区分し、それぞれ次のように記載すること。

イ その年中に当該特定口座において交付された源泉徴収選択口座内配当等のうち、「株式、出資又は基金」の欄には第18条の13の5第2項第11号ロに掲げる剰余金の配当等に該当するものについて、「特定株式投資信託」の欄には同号ハに掲げる収益の分配に該当するものについて、「投資信託又は特定受益証券発行信託」の欄には同号ニに掲げる収益の分配に該当するものについて、「オープン型証券投資信託」の欄には同号ホに掲げる収益の分配に該当するものについて、「国外株式又は国外投資信託等」の欄には同号ヘに掲げる国外配当等に該当するものについて、「公社債」の欄には同号イに掲げる公社債の利子に該当するものについて、「社債的受益権」の欄には第18条の11第5項第5号に規定する社債的受益権の第18条の13の5第2項第11号ロに掲げる剰余金の配当に該当するものについて、「国外公社債等又は国外投資信託等」の欄には同号ヘに掲げる国外配当等に該当するものについて、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「配当等の額」の項には、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の額の総額を記載すること。

(ii) 「源泉徴収税額(所得税)」の項には、その年中の第18条の13の5第2項第10号ホに掲げる所得税の額の総額を記載すること。

(iii) 「配当割額(住民税)」の項には、その年中の第18条の13の5第2項第10号ヘに掲げる配当割の額の総額を記載すること。

(iv) 「特別分配金の額」の項には、その年中の第18条の13の5第2項第10号ニに掲げる収益の分配の額の総額を記載すること。

(v) 「上場株式配当等控除額」の項には、その年中の第18条の13の5第2項第10号トに掲げる控除外国所得税相当額、控除所得

税相当額及び通知外国法人税相当額の合計額の総額を記載すること。この場合において、当該総額のうち当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

(vi) 「外国所得税の額」の項には、その年中の第18条の13の5第2項第10号に掲げる外国所得税の額の総額を記載すること。
ロ 「譲渡損失の金額」の欄には、当該源泉徴収選択口座内配当等につき法第37条の11の6第6項各号に掲げる金額がある場合に、当該金額の合計額を記載すること。

ハ 「差引金額」の欄には、法第37条の11の6第6項の規定により計算した当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項各号に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載すること。

ニ 「納付税額」の欄には、次のように記載すること。

(i) 「源泉徴収税額（所得税）」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等につきその年中に法第3条の3第3項（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第8条の3第3項（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収した所得税の額の総額（法第37条の11の6第6項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を記載すること。

(ii) 「配当割額（住民税）」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等につき地方税法第71条の31第2項の規定により徴収した同項に規定する配当割の額の総額（同法附則第35条の2の5第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を記載すること。

ホ 「還付税額」の欄には、次のように記載すること。

(i) 「源泉徴収税額（所得税）」の項には、法第37条の11の6第7項の規定により還付をした所得税の額を記載すること。

(ii) 「配当割額（住民税）」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付をした同項に規定する配当割の額を記載すること。

(10) 第18条の13の5第2項第6号ロ又は第7号ロに規定する必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その旨及び当該必要経費に算入されるべき金額を「摘要」の欄に記載すること。

(11) 施行令第25条の10の13第9項に規定する満たない部分の金額（以下「調整税額」という。）がある場合には、当該調整税額を「摘要」の欄に記載すること。

(12) 源泉徴収選択口座内配当等が法第9条第1項第4号に規定する外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、当該外貨建等証券投資信託の受益権の名称、当該外貨建等証券投資信託に係る源泉徴収選択口座内配当等の額、当該外貨建等証券投資信託に係る施行令第4条の4第2項に規定する外貨建資産割合及び同項に規定する非株式割合を「摘要」の欄に記載すること。

(13) 特定目的信託の収益の分配が当該特定目的信託の信託の分割によるものである場合には、所得税法施行令第113条第5項に規定する割合を「摘要」の欄に記載すること。

(14) 当該特定口座につき施行令第25条の10の6の移管があつた場合には、その旨、当該移管があつた年月日並びに同条に規定する移管前の営業所の名称及び所在地を「摘要」の欄に記載すること。

(15) その年の翌年1月1日において当該特定口座につき施行令第25条の10の5第1項の規定により施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書の同項に規定する提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(16) 当該特定口座が法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を構成するものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(17) この報告書を提出する第18条の13の5第1項の金融商品取引業者等に係る業界コード（認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。）が明らかな場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。

(18) 当該特定口座を開設した者が国税通則法第117条第2項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

(19) 所得税法第2条第1項第8号の4ただし書に規定する条約（以下「租税条約」という。）の規定により所得税が免除されるもの（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(20) 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

3 「配当等の交付状況」の欄に記載すべき事項については、当該事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格A4に準ずる。）の添付をもつて同欄の記載に代えることができる。